

林業・木材産業金融対策のうち
木材産業等高度化推進資金事業（新規）
【平成30年度概算決定額 52,800（－）千円】

対策のポイント

林業経営の基盤強化や木材の生産・流通の合理化に必要な運転資金の融通を行います。

<背景>

- ・「森林・林業基本計画」に基づき木材の安定供給と利用促進を図るため、木材の生産から加工及び流通に至る各段階の事業者に対し、林業経営の基盤強化や木材の生産・流通の合理化に必要な資金を融通する措置を講じる必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,500万^m（平成27年）→4,000万^m（平成37年））

<主な内容>

1. 林業者・木材産業者が行う経営の合理化等の取組に必要な運転資金について、**低利での融通**を行います。
2. 木材の安定供給体制構築等のため、従来の資金内容を見直し、利用ニーズの低い資金を廃止する一方、以下の資金等の拡充を行うとともに、意欲と能力のある経営体については貸付利率を優遇します。
 - (1) 伐採・造林一貫作業における負担低減を図るため、一貫作業における素材生産及び造林に要する経費に一体的に対応できる資金の創設
 - (2) 木材産業者の素材生産への参入を支援するため、木材産業者が素材生産を委託する費用を資金の使途に追加
 - (3) 非住宅分野を中心とした木造建築に利用される品質・性能の確実なJAS無垢材の生産拡大を支援するため、JAS無垢材を製造する者がその原料となる素材の購入代金を資金の使途に追加するとともに、貸付上限額を引き上げ

【融資枠600億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成30年度～

[お問い合わせ先：林野庁企画課 （03-3502-8037）]

木材産業等高度化推進資金による支援の充実

林業者

(森林所有者、素材生産業者等)

意欲と能力のある経営体

原木の安定供給に
関する協定を締結(※)



木材産業者

(製材・加工・流通業者)

低利融資

事業の規模拡大、
原木の安定供給により
経営の効率化・安定化
を推進

林業者に対する資金

- 伐採・造林一貫作業推進資金(新設)
 - 素材生産及び造林の一貫作業を支援
- 林業経営高度化推進資金(継続)

林業者・木材産業者に対する資金

- 素材生産等促進資金(拡充)
- 木材高度加工資金(拡充)
 - (※協定等に基づく共同申請)
 - JAS無垢材の生産を支援

木材産業者に対する資金

- 原木確保協定促進資金(拡充)
 - (※協定等に基づく共同申請)
 - ※木安法に基づく事業計画の認定が必要
- 新規需要創出資金(新設)
 - 新規需要の創出が期待される製品等の生産を支援(原料代含む)

<H30拡充内容>

◆ 主伐後の再造林の低コスト化を推進

- それぞれに資金を借り受けるよりも、
 - ①貸付利率を優遇(1.6%→1.5%以内)
 - ※意欲と能力のある経営体は、1.3%以内
 - ②申請の一本化により事務負担を軽減

◆ 意欲と能力のある林業者への施業集約化による事業規模の拡大を推進

- 意欲と能力のある経営体等の貸付利率を優遇(1.6%→1.3%以内)
- 施業集約化に係る経費を使途に追加

◆ 木材産業者の素材生産への参入を推進

- 立木取得、伐採委託経費を使途に追加

◆ 一定の品質を持つJAS無垢材の生産拡大を推進

- 素材の購入費を使途に追加
- 貸付上限額を引き上げ(1億円→2億円)

◆ 川上ー川下間における安定供給に関する協定等の締結を促進

- 高度加工を行う者と連携して原木等の供給を行う者を貸付対象に追加
- 木安法に基づく大臣認定者に対する貸付利率を優遇(1.5%→1.3%以内)

◆ CLT等新たな製品の生産拡大を推進